

**平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書**

教育プログラムの名称 : 日欧交信型法学研究者養成プログラム  
機 関 名 : 一橋大学  
主たる研究科・専攻等 : 法学研究科／法学・国際関係専攻  
取組実施担当者名 : 杉浦 保友  
キ ー ワ ー ド : 基礎法学、公法学、社会法学、刑事法学、民事法学

**1. 研究科・専攻の概要・目的**

法学研究科／法学・国際関係専攻は、法学・国際関係学分野での新しい「知」の創造、及びそれによる日本社会・国際社会への知的貢献を目指し、そのために必要な先端的・学際的な研究を行い得る研究者を養成する一方、これらについての高度な知識・能力を備えた専門的な職業人、とりわけ、ビジネス法務に精通し、国際感覚・人権感覚に富んだ人材や国内外の紛争の予防・解決を行い得る人材の養成を図る。

特に、法学研究と国際関係研究の融合という点は本研究科と特色の一つとなっており、法律学においては、ビジネス関係法はもちろんのこと、法哲学・法制史から刑事法・国際法までの伝統的な法分野のみならず、情報法・ジェンダー法などの現代的課題の研究に及んでいる。これら研究水準については、2002年度に行われた大学評価・学位授与機構による外部評価において最高水準の評価を得たところである。

一方教育面でもその水準の向上に努めており、本プログラムも、本研究科の独創的な教育の取り組みに対して支援を得られたものである。

本専攻の目的として、修士課程では、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うこと、または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

博士後期課程においては2コース制をとっており、研究者養成コースでは、将来、大学等で研究・教育に従事することを希望する学生を対象に、独立の研究者として高度な基礎理論をふまえて先進的な研究を遂行できる能力を修得することを目的とする。また、応用研究コースでは、将来、民間の研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度応用的な研究を遂行できる能力を修得することを目的としている。

学生数は修士課程が32名、博士後期課程が103名、教員数は46名(いずれもH18.5.1現在)となっている。

**2. 教育プログラムの概要と特色**

一橋大学大学院法学研究科は、大学院学生の研究者教育に関して、COE「ヨーロッパの革新的研究拠点一衝突と和解」への主体的参加や研究者養成の厳密なプロセス化によって、大学院教育の実質化を図ってきた。また、本学法学研究科の特質としてあげることのできる研究者教育における比較法的研究の重視によって国際的視野と国際的水準にたった研究者の育成を目指してきた。

本教育プログラムはこのような成果を踏まえ、法学研究者に、より実践的かつ能動的な性格を与えるために、近代法学の先進地であるヨーロッパやアメリカでの研究成果を受信するだけでなく、自身の研究成果を海外の雑誌にのせるなど発信する能力を鍛え、さらに国際的共同研究やシンポジウム、ワークショップにおいて外国語とくに英語で発表、質疑、応答する能力を高めることを目指すものである。この能力を高めることによって、研究者として全体的な力を身に付け、国際社会で外国とりわけ法学先進地の欧米の研究者と対等に交流し、本当の意味での共同研究を推進するなど、相互の研究に実りをもたらし、より高い次元での研究成果をあげることが可能となる。と同時に、先進的かつ普遍的な法的課題に解決を与え、日本のみならず、世界に知的に寄与することができるようになる。そのような相互的受信・発信の関係を本プログラムは交信と呼ぶ。

一橋大学大学院法学研究科は、研究科の学生にそのような交信能力を身につけさせ、国際的に活躍できる研究者の養成をめざし、本プログラムを構想した。このプログラムはまたこの能力を鍛えることによって、日本法及び日本法学の成果を広く世界に伝えることのできる法学者の育成も目指している。

教育プログラムとして、本プログラムはこのような交信能力を効果的に育成するために、二つの焦点を設定した。一つは英語で、いま一つはヨーロッパである。

英語はいまや最大の国際的な言語であり、国際的に発信することを考えるならば、第一に発信を容易にし得るほどに英語力を鍛えることが重要である。また、もう一つの焦点がヨーロッパであるのは、近代法や近代法学が育ったのはヨーロッパであるとともに、日本法の基本的内容や体系がヨーロッパからの継受によったもので、日本法学が本質的にヨーロッパ的なものだからである。ヨーロッパの研究者と発信することが法学と言語の発信能力をもっとも効果的に高めると同時に、共同研究も相互にとって有益なものとなるであろう。

本プログラムが「日欧発信型法学研究者養成プログラム」とされているのは以上の理由による。そのために考案され実行されたプログラムでは、大学院生の法学研究者としての発信能力を高めるために、外国語文献や日本語文献また内外の判例の読解および討論を中心とする伝統的な大学院教育とは異質な、まったく新しいスタイルの教育を行うことが重視された。そのために語学的かつ対論的スキルの練磨という要素を強くもった授業を新設した(図1～図4)。授業の新設は地味で、華々しさはないが、持続的に教育を行うことを可能とするものであり、大学院教育の改革という点ではもっとも大切な部分である。

また、プロジェクトとして、授業での成果を海外でさらに発展させ、英語によるセミナーやシンポジウムに参加させることでその成果を鍛錬することも目指した。さらに、プログラムの中間点において以上のような試みの妥当性や意義について、国際シンポジウムを開催し、その方向性について議論を交わすと同時に、社会にその意義を明らかにすることを目指した。

次にそのそれぞれについて、さらに詳細に説明を行うことにしたい。

(1) 新設の授業科目は次の3つである。

### 新設科目① Legal Research and Writing

- 主として英語による文書表現能力の獲得
- 日本における法学研究の成果を文書で発信する能力の涵養
- 在学中に海外で研究論文を発表することを目指す

【図1】

### 新設科目② Oral Communication Skills

- 研究成果のプレゼンテーション能力の養成
- 主として英語によるディスカッション能力の育成
- 海外の研究者との共同研究ができるコミュニケーション能力向上
- 海外から招聘した研究者も担当

【図2】

### 新設科目③ Teaching Law and Legal Culture

- 主として英語によって日本法を教育する能力の養成
- 海外の日本法研究者に対する教育支援
- 『日本法への招待』(2004年・有斐閣)の改訂および外国語版の作成

【図3】

### 新設科目履修のイメージ図



【図4】

### ②海外への派遣とシンポジウム

新設の3科目によって発信型法学研究者の育成に努めるのと平行して、実際に海外に派遣してその能力をさらに実践的に鍛えることをめざした。これは異質なものの出会いによる覚醒や創造力の練磨を図ると同時に、実際に海外に身をおくことで外国語能力を高め、さまざまな課題に対応することで受信と発信をバランスよく鍛え、的確に発信できる研究者を育てる上で、きわめて貴重な機会と位置づけられた。本プログラムは、学生については、ただ海外に派遣するのではなく、新規科目の受講者にはのみ海外での研修を認め、大学院での教育と海外での研修とを密接に連動させ、教育効果を高めることを目指

した。

また、学生が主体となって、学生が企画、運営し、報告・質疑を行うシンポジウムをできればヨーロッパで行うことが企画された。場所はともかくとして、学生が主体となるシンポジウム、カンフェランスというプランには独自性があり、教育効果の点でもおおいに意味があると想定された。これは、学生の能力を信頼し、それを多面的かつ主体的に発展させることを目指すもので、本プログラムのひとつの特色といえる。

### ③高度法学教育の比較検討と日本法・法学の国際化

交信型研究者養成プロジェクトは、高度法学教育による交信能力の育成であると同時に、日本法および日本法学の国際化という問題と密接に関連している。交信能力を高めることは日本法・法学の成果を相手に伝え、相手とのコラボレーションによってさらに高い成果を築き上げていくことを意味するからである。

この観点から、本プログラムは、プログラムのめざす方向性と諸問題について比較的早い段階で議論を行い、プログラムを適切に推進するための国際シンポジウムを行うこととした。日本語と英語を合わせて用い、直接議論することをめざした。大学院教育と深くかわる問題なので、本法学研究科のスタッフの積極的参加を求めた。国際シンポジウムでのテーマは、(1)「外国での日本法教育」、(2)「日本での外国法教育」、(3)「その二つの教育を日本人と外国人がいかに行うか」であり、問題意識として日本法・日本法学の国際化を目指すものであった。

以上、本プログラムは、日本の大学院教育においてこれまで欠落していたスキル教育、実践的教育に重点をおき、その教育プロセスのなかに海外への派遣やシンポジウム・カンフェランスの企画、運営、英語による発表・応答の実践を取り入れることによって実質性のある大学院教育を実現することを目指した。これは、多面的能力とそれを生かすスキルをもった、国際社会において日本法の担い手として活躍し得る人材の養成を計画的な教育プログラムのもとで実現することを目的とするもので、本プログラムの最大の特色はこの目的の実現を計画的に遂行することにあるといえる。

## 3. 教育プログラムの実施状況と成果

### (1)教育プログラムの実施状況と成果

#### ① 国際シンポジウム

「2. 教育プログラムの概要と特色」とは記述の順序

は異なることになるが、最初に高度法学教育をめぐる国際シンポジウムの成果を伝えることから始めたい。

「日欧交信型の高度法学教育に向けて」と題されたこのシンポジウムは2006年日に行われた。出席者は、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ小田博教授、マールブルク大学日本法センター所長ハインリヒ・メンクハウス教授、慶応大学法科大学院庄司克宏教授、慶応大学法科大学院ジェラルド・マカリン教授、九州大学大学院小島立助教授、中国人民大学法学院韓大元教授、一橋大学大学院教授ジョン・ミドルトン助教授で、全体を統括したのは本法学研究科杉浦保友教授で、司会を行ったのは山部俊文教授であった。

シンポジウムは三部構成で、パネル1は「ヨーロッパにおける日本法教育の現状と課題」、パネル2は「日本におけるヨーロッパ法教育の現状と課題」、パネル3は「日本から世界へ—日本の法学教育への期待」であった。一橋大学大学院法学研究科のスタッフもこれに多数が参加して、熱心に議論が行われた。このシンポジウムにおける最大の成果は真の意味での交信を可能とするために日本における外国法の教育、外国における日本法の教育をめぐる議論が真剣に行われ、その作業に長年にわたって従事してきた研究者たちの情報と意見を交換し、交信型法学研究者の養成を中心とする高度法学教育のあり方について広く認識を共有する機会を持ちえたところにある。いずれも交信能力ある法学研究者たちのシンポジウムは、本教育プログラムの重要性を認識させるに十分であった。(写真1, 2)参加者の報告やシンポジウムの概要は本プログラムのホームページに掲載している。

#### ② 新設の3科目

本プロジェクトのもとで、法学研究科のカリキュラムに新たに3つの科目が新設された。Legal Research and Writing、Oral Communication Skills、Teaching Law and Legal Cultureである。新設であるが、優れた教授陣をそろえ、着実のその成果をあげた。そのすべてについて詳細を記すことはできないが、Legal Research and Writingを中心にその内容と成果を示すことにしたい。

Legal Research and Writingの担当者は本プログラムの取組実施担当者である法学研究科教授杉浦保友(英国における法曹資格を有している。)教授と本プログラムのために任期付で採用された小野奈穂子講師(アメリカ、ニューヨーク州における法曹資格を有

している。)であった。その具体的内容は次の通りである。

学生履修者： 5名

授業内容：

(1) 英語論文の書き方の一般指導

米国ブルーブック及びハンドブック、英国OSCOLAを引用した英文論文の書き方を指導した。

(2) 海外での論文投稿についての指導

指導教員、在外研究者及び海外出版社からの情報をもとにどのように海外の法律雑誌、出版社に投稿すべきかのノウハウを指導した。

(3) 海外文献調査

LEXISジャパンより、そのシステムを使った文献調査指導

(4) 海外研究者の講演

前東京地裁判事補で、英国ケンブリッジ大学トリニティー・ホール・カレッジで修士留学中（現在ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジの博士課程在学中）の人に、在外研究、英文論文作成、投稿について講演していただいた。

(5) 一橋大学大学院法学研究科の教授たちの手になる『日本法への招待』（有斐閣）の英訳作業を行った。履修者は、自分の研究分野に関係したテーマを選択し、英訳を発表した。

それを指導教員が詳細に検討しコメントした。学生が自分の英文論文発表の際の参考とした。

成果：学生は予想以上に熱心に受講し、これを通じて、欧州へも目を向け、海外派遣の機会にも積極的に応じたこともあり、大いに成果があった。

他の二つの新設授業も同様に成果があがった。Oral Communication Skills を担当したのは、法学研究科ジョン・ミドルトン助教授（オーストラリアにおける法曹資格を有している）で、これに小野奈穂子講師と同時通訳者である伊賀良子氏が協力して教育にあたった。主要な成果は英語によるプレゼンテーション能力の育成で、その効果はプログラム最後に行われた、学生によるシンポジウムで明らかになった。内容は別としても、本授業を受講した学生のプレゼンテーションのあり方は抜群だったとの評価を受けた。

また、Teaching Law and Legal Cultureの担当者はロンドン大学小田博教授（日本と英国における法曹資格を有している。）で、ロンドン大学における日本法教育の成果を受講者に英語で教授した。集中講義であったが、あらかじめ教材が渡され、それをもとにして

双方向的授業が行われた。

このように新設の3つの授業はいずれも大きな成果をあげた。また、これに刺激をうけて、多くの受講者が海外に出向き、種々の活動を行ったのは、教育の大きな効果であった。



【写真1】



【写真2】



【写真3】



【写真4】

### ③ 海外への派遣

本プログラムは、上記3科目のうち最低1科目を受講した学生に対して海外に派遣し、そこで研修する機会を与えることにした。この制度を利用して、平成18年度には7名がヨーロッパ各国へ渡航、現地機関にて2～4週間研究に従事した。

#### ●K・K（9月1日～21日：18泊21日）

期間中に（9月4～6日）ミラノでコンファレンス”ATRIP 2006 Conference”に参加した。その後、ロンドンに滞在してロンドン大学高等法学研究所、University College 等で資料収集に努めた。

#### ●M・F（9月14日～10月3日：18泊20日）

主としてモンテリオールで研修。期間中に（9月27～29日）シンポジウム”Worldwide Symposium on Air Navigation”に参加した。

#### ●K・N（9月12日～24日：11泊13日）

期間中に（9月13～15日）カンファレンス Annual Conference of the Norwegian Association for Development Research “Ethics, Human rights and Development”に参加した。その後、イギリスに移動し、9月20～21日にコンファレンス’Asylum, Migration and Democracy’に参加した。

#### ●Y・M（9月10日～9月29日：18泊20日）

期間中に（9月13～15日）カンファレンス”Annual Conference of The Norwegian Association for Development Research (NFU), Ethics, Human rights and Development”に参加した。その後、ジュネーブで “WTO Public Forum 2006, “What WTO for the XX I Century?””に参加した。

#### ●H・M（10月25日～11月2日）

10月26日（木）会議”The Human Rights Law Conference”(Savoy Palace)に出席した。

#### ●Y・C（19年2月16日～3月16日）

主として、「ロンドン大学冷戦研究センター英国国家史料館」で研修。

#### ●N・M（平成19年1月27日～3月5日）

ロンドン大学とハーバート・スミス法律事務所で研修、この学生は新司法試験に合格した後、直ちに一橋大学大学院法学研究科博士課程に進学し、Oral Communication Skillsを受講し、ロンドンで研修することを希望したが、法律事務所にインターンとして参加した。なお、ロンドン大学の小田博教授によって、彼について同事務所所長が他の職員と同様の仕事をさせたが、英国人スタッフと同様にきちんと仕事をこなしていたと称賛の連絡があったと本プログラム関係者に情報提供があった。

以上のように、派遣された学生はそれぞれコンファレンスやシンポジウムに参加するなど積極的に発信能力を磨くことに努め、多くの成果を得て帰国した。この海外に派遣された学生たちが中心となって、次にあげる本プロジェクトを締めくくる学生中心のシンポジウムが開催されることになる。

③本プログラムの目的は大学院教育において研究者を目指している学生の発信能力を高めることであった。新設の授業と海外への派遣で培われた能力を具体的に発揮することを目指して、研究プログラムの最後にカンファレンスが企画された。これは、学生が自ら企画立案し、運営し、英語で発表、質疑応答するものである。これは、海外研修者のK・KとN・Mが幹事となって実行に移された。二人は、ロンドンで世話になったロンドン大学アリソン・クラーク助教授とレオ・ピルキントン検事に交渉して、特別講演と学生の発表に対するコメント、質疑を願ひし、快諾された。その間に会場の設営と報告の準備が進められ、2007年3月20日に「国際化社会へはばたく～英語による法学研究発表会 Young Law Researchers Conference」が実行された。

最初に、Legal Responses to Insolvency: Why English and US Laws Have Moved in Opposite Directions（支払不能に対する法的対応 — イングランド法とアメリカ法の違いとその理由）と題して、アリソン・クラーク助教授による講演、引き続き行われたピルキントン検事の講演及びそれに対する質疑が行われた後に、学生による報告とそれに対する質疑応答が行われた。その概要は次のとおりである。

1) M・F、The External Competence of the European Commission in Open Aviation Area Negotiations with the USA（米欧自由航空圏構想における欧州委員会の域外交渉権限）

2. Y・M, The Recent Trends in the Discussions on the Sustainable Utilization of Natural Resources with Particular Reference to the Discussion within the WTO on Fisheries Subsidies

(天然資源の持続可能な利用に関する国際的議論の動向について: WTO における漁業補助金に関する議論を中心に)

3. K・N, Impacts of Various Other Actors on the Realization of Social Rights in Developing Countries (途上国の社会権実現に与える様々なアクターの影響)

4. H・M, The Reach of the Constitutions and Public-Private Distinctions (憲法の射程と公私区分)

5. The Strategy of the Nationalist Chinese Government Towards Japan-Taiwan-US trilateral relations During the Sino-Japan Normalization Period of 1971-1978

(日中国交正常化期の日台米関係と国民党政府の戦略 1971-1978)

6. Y・C, The Strategy of the Nationalist Chinese Government Towards Japan-Taiwan-US trilateral relations During the Sino-Japan Normalization Period of 1971-1978

(日中国交正常化期の日台米関係と国民党政府の戦略 1971-1978)

7. Q・Z, The Feature of the Land System in China (中国の土地制度の特徴)

8. K・K, The Legal Mechanism for the Exploitation of Audiovisual Works via Digital Media: A Comparative Study of International and Domestic Copyright Laws (デジタル・メディアによる映像著作物の円滑な利用のための法的メカニズム: 国際条約と著作権法制の比較研究)

9. C・L, The Development of Hi-tech Industry and its Competitive Advantage in a Developing Country? TFT-LCD Industry in Taiwan (後発国における先端技術産業の発展過程及び競争優位—台湾における液晶パネル産業を事例として)

10. N・M, Two Recent Cases Involving the Use of the Takeover Defense by Issuing Share Options in Japan (日本における新株予約権発行による企業買収防衛の最近の二つの事例)

以上、10名の報告者はすべて英語で報告し、アリソン・クラーク助教授やピルキントン検事、また本学教授あるいは参加学生による英語による質疑が長時間にわたって続けられた。Oral Communication Skills の成果もあって、報告と質疑の鮮やかな学生もいて、このカンファレンスは大成功であった。イギリスから来日し、学生のために長時間にわたるカンファレンスに最初から最後まで参加したクラーク助教授とピルキントン検事も学生の報告、質疑応答の内容を称賛していた。帰国後に送られたメールでも、やはり学生の優れた対応を高く評価していた。

最後のまとめとして行われたカンファレンスがこのように成功裡に終わったことは、本プログラムの狙いが成功したことをもの語っている。本法学研究科はこの成果をさらに発展させ、大学院での高度な法学教育をさらに推進する予定であるが、その実現に自信を与える見事な「Young Law Researchers Conference」であった。

(写真3, 4)

#### ④日本法・法学の国際化

本プログラムの直接的課題ではないが、交信型法学研究者養成と深く結合しているのが日本法・法学の国際化である。最初に開催されたシンポジウム「日欧交信型の高度法学教育に向けて」では海外の日本法の研究者を招待してそのネットワークの形成を図った。

また、Legal Research and Writing の教材とした『日本法への招待』を英語化する作業も同時に進めた。その前提として、『日本法への招待』の新版を準備し、公刊した。それと平行して、英語版のための判例の入れ替えや構成の変更などを行い、現在 263 頁に及ぶ英語版 Law Students in Wonderland An Invitation to Japanese Law が出来上がっている。今後、さらに精査し、これを国際的流通ルートに乗る形で出版し、日本法・法学の国際化に寄与するための基礎を構築したと考えている。

#### 2) 社会への情報提供

法学研究科のホームページに独自のウェブサイトを設定

置き、情報提供に努めた。比較的近いテーマを追及している一橋大学21世紀COE「ヨーロッパの革新的研究拠点」ともリンクをはって相互に情報を伝える努力をしている。また、同じくリンクでつながっている、一橋大学に事務局のあるEUIJ(EUインスティテュート・ジャパン)とも協力して、情報の伝達に努めた。さらに、平成17年度の本プログラム発足記念シンポジウム(「日欧交信型の高度法学教育に向けて」平成18年3月9日開催)、および前述の法学研究発表会(平成19年3月開催)はオープン参加とし、学内掲示板、大学HP等にて広く広報活動を行った。その結果、東京以外の地域からの参加者もあった。

しかし、日常の教育活動に重点をおくプログラムであるので、社会への情報提供は必ずしも十分とはいえない面もあったように考える。大学院における教育活動を社会に広く情報として与える方法や内容についてはさらに検討を続けることが必要と考えている。

#### 4. 将来展望と課題

##### (1) 今後の課題と改善のための方策

新設の三科目は今後も充実したものとすることが大切であり、現に継続的に行っているが、この科目を担当できるスタッフは法科大学院や政策大学院に多くの労力が払われている法学研究科の現状のもとでは、必ずしも多くは無い。この面での強化が必要であろう。また、海外とのネットワークをさらに強め、拡充することも必要である。幸い、ロンドン大学小田博教授やクラーク助教授の協力を今後も期待できるので、学生がロンドンなどで研修するといった活動を可能にしたい。プロジェクトが終了すると、とくに学生派遣の資金といった面での課題もある。

しかし、交信型法学研究者を養成し、日本法・法学の国際化を目指すという課題は今後、いっそう重要なものとなっていくのは明らかである。このプロジェクトを出発点として、さらにこの日欧交信型研究・教育の拡充が求められる。

とくに、交信の対象を中国やアジアへと拡充することは重要と考えている。「日欧交信型の高度法学教育に向けて」に中国人民大学から韓教授を招いたのもその一つの現れであった。中国人民大学法学院は平成18年に日本法研究所を設け、中国における日本法教育研究の拠点となることを目指しているが、本研究科は同年、同法学院と交流協定を締結して、その活動を支援するだけでなく、本研究科と人民大学法学院全体との研究教育面での交流の強化を進めており、一橋大学大学院法学研究科の法学

研究教育のネットワークを拡充してきた。

このこともあって、本研究科は平成18年に、日本学術振興会による「アジア研究教育拠点事業」に「東アジアにおける法の継受と創造—東アジア共通法の基盤形成に向けて」とのテーマで応募し、平成19年度から5年間の予定で採択された。この事業は、本研究科のほか、中国人民大学法学院、韓国釜山大学校を拠点として、日中韓三か国における過去の法の継受と各国における独自の法の進化について分析・検討し、将来における東アジア経済圏の形成をもにらみながら、東アジアに共通する法形成の可能性とその基盤形成について検討しようとするものである。それと同時に、本事業においては、将来の東アジア法の構築や運用を担う人材育成にも重点を置くことにしており、このプロジェクトに基づいて設置された科目や教育方法に関する経験は、当然のことながら、そのための若手研究者の交流に向けた教育にも生かされることになる。また、東アジア法についての研究は、それが欧米からの法の継受により発展してきたという事実や、現在のEU経済圏を前提としたEU法形成の経験との比較が重要な検討課題となることとの関連において、日欧交信型研究者の寄与する部分も決して少なくない。そのような形で成果を生かしていくことも、本プログラムの一つの課題である。

ヨーロッパのみならず、アジアとくに中国とさらにアメリカとの関係を相互連関的に法学の世界で交信的に築き上げていくことは将来の大きな課題である。そのためにもスキルと実践を重視した大学院教育をさらに発展させることが当面の重要な課題であると認識している。

##### (2) 平成19年度以降の実施計画

平成19年度以降は、上記の「アジア研究教育拠点事業」と関連づけながら、このプロジェクトをさらに発展させる形で大学院教育を充実することにしたいと考えている。具体的には、次のとおりである。

第一に、交流の対象国を欧米から中国、韓国にも拡大し、さしあたっては英語による学生交流を積極的に実施する。上記の拠点事業においては、経費の半額以上を旅費等の研究者交流のための費用に充てることになっており、大学院生もその支給対象とすることができる。毎年1回、三大学で持ち回りにより開催される予定の国際シンポジウムや、三大学間で随時実施される個別のワークショップ等には、大学院生も積極的に参加させることにしている。

第二に、このプロジェクトにより新設された Legal

Research and Writing, Oral Communication Skills, Teaching Law and Legal Culture の3科目を引き続き実施することに加え、研究者間の「交信」にとどまらず、「討論」や「交渉」の能力をも高めるため、新たにディベート教育を目的とする科目を新設し、最終的には外国人研究者らとの英語によるディベートができるようなスキル教育を行う。それによって、ますます競争が激化している国際社会のもとにおいて、日本国内と同様に活躍することのできる法学研究者や有能な人材を育成し、日本と世界に貢献することが期待される。

第三に、そのような教育を大学院全体にわたって行うべく、これまでは博士後期課程の学生に限っていた対象者を修士課程の学生にも広げ、段階的・計画的な一貫教育を実施することとする。現在のところ、上記の英語のスキル向上のための科目を修士課程に降ろし、そのうえで、博士後期課程の学生をも対象として新設の討論科目を履修させるような履修モデルを検討している。

第四として、これまでのプロジェクトでは教育目的を研究者養成に限定していたが、上記の「アジア研究教育拠点事業」が研究者養成を含む幅広い人材の育成を目的としていることに合わせ、今後の教育目的としては、将来国際的な法律実務や国際的取引、NGOなどに携わる人材の育成にも拡大し、そのことを通じて、欧米やアジア諸国に広がる幅広い人的ネットワークの構築を目指すこととする。

以上のことに加え、本研究科では2007年4月にそれまでの「総合法政策実務提携センター」を「日本法国際研究教育センター」に改組し、日本法の教育研究に関する国際的拠点とするとともに、広く外国の研究者や学生との交流を推進することになった。今後の学生による国際交流は、同センターを中心として組織的に推進することになる。



## 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における事後評価結果

【総合評価】
<input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された <input checked="" type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された <input type="checkbox"/> 目的はある程度達成された <input type="checkbox"/> 目的は十分には達成されていない
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>欧米の研究者との交信能力を身に付けさせ、国際的に活躍できる「日欧交信型法学研究者」を養成するという教育プログラム構想は、高等法学教育をめぐる国際シンポジウムの開催、プロジェクトの目玉である3つの科目の新設、学生7名の海外派遣、『日本法への招待』の英語化作業など、当初計画の遂行を通して、ほぼ達成されるとともに、大学院教育の実質化に大きく寄与していると評価することができる。</p> <p>情報提供については、ホームページを通して公表され、シンポジウムや研究発表会をオープン参加とすることによって情報提供が行われている。</p> <p>法分野で、欧米の研究成果を受信するだけでなく、自身の研究成果を海外の雑誌などに発表し、国際的な共同研究・シンポジウム・ワークショップにおいて英語で質疑・応答する能力を高めるという発想・方向性は、研究・教育両面で大きな波及効果が期待できる。</p>
<p>（優れた点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本教育プログラムにいう海外への発信能力を持った「交信型法学研究者」を養成し、日本法・法学の国際化を目指すという狙い・課題は斬新であり、本教育プログラムは、全国的に日欧交信型研究・教育の拡充・発展の重要なきっかけとなると思われる。特に、大学院生への英語による研究発表機会を提供する新設授業科目の展開は、他大学に影響するところが大きい。</li> <li>・ 「日欧交信型の高等法学教育に向けて」と題する国際シンポジウム、学生が自ら企画立案、運営し、英語で発表、質疑応答する形をとったカンファレンスは、本教育プログラムの重要性を再認識させるものである。</li> </ul> <p>（改善を要する点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、ヨーロッパだけでなく、中国や東アジア地域との交信など対象を拡充すること目指されているが、これを支えるハード、ソフト両面の基盤については更なる検討が望まれる。</li> <li>・ ファカルティ・ディベロップメント活動については、「さらに議論を重ねる」段階となっており、早期に検討、具体化し、実施することが望まれる。</li> <li>・ 本教育プログラムの活動状況、大学院の教育活動をより広く社会に情報伝達する措置についても一層の工夫が望まれる。</li> </ul>